

発議案第5号

実効性のある緊急事態宣言を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月11日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	堀口明子
	同	飯川英樹
	同	三田登

提案理由

国に対し、実効性のある緊急事態宣言を求める。

これが、本案を提出する理由である。

実効性のある緊急事態宣言を求める意見書

菅政権は本年1月7日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店の営業時間短縮要請などを柱とする緊急事態宣言を再発出した。しかし、「緊急事態宣言の期間について、エビデンスはあるのか」、「これにより感染が抑制できるとは思えない」など、疑問視する医療関係者が多く、「本気度が伝わらない内容だ」との声もある。また、営業時間短縮を求められた飲食店関係者からは「十分な補償がなければ続けられない」、「感染拡大は飲食店だけが原因ではない」との批判も出ている。

厚生労働省によると、医療機関と福祉施設では、本年1月4日時点で合計1,421件の集団感染があったとされている。医療機関や福祉施設関係者のPCR検査は、医療の継続や高齢者の命を守る上で不可欠なものである。

また、「無症状感染者を早い段階で発見・保護できなかったことが現在の感染爆発につながった」とも言われており、感染拡大を防ぐためには「検査・保護・追跡」の抜本的強化が極めて重要となっている。

しかし、昨年の緊急事態宣言のときより深刻な事態にもかかわらず、飲食店の営業時間短縮への十分な補償もなければ、検査・医療体制を抜本的に強化するための財政的支援もない。今回の緊急事態宣言では国民の疑問や不安の解決は期待できない。

よって、本市議会は国に対し、実効性のある緊急事態宣言の実現のため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 第3次補正予算案を見直し、営業と雇用を守る十分な補償と各種支援金の継続・拡充を図ること。
- 2 感染震源地への大規模・集中的な「面の検査」を実施すること。
- 3 医療機関と福祉施設で働く職員や入院患者、入所者を対象に、全額国費による一斉・定期的なPCR検査を実施すること。
- 4 苦闘が続く医療機関への減収補填などの財政的支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

経済産業大臣様